

報告第 5 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 26 年 7 月 25 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 9 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町手数料条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 26 年 7 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条第1項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録 1件につき3,400円</p> <p>(24)～(40) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条第1項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録 1件につき3,400円</p> <p>(24)～(40) 略</p>

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。